

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。
後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!



届いたけど…
うくん
いまいち…
返品しちゃえ!
ヨクミテネ通販
返品不可!



広島県の相談窓口／広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎ 082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎ 082-223-8811…相続・遺言・結婚・離婚・交通事故・多重債務問題など
受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）
消費者啓発動画配信中！ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧下さい。
☎ 0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>

目指せ！消費者力アップ

消費者トラブル 回避術



通信販売

参ノ巻

「キャンセル」や「返品」など 通信販売に潜む消費者トラブル

自宅にいながら簡単に注文できる便利な通信販売（通販）。TVやラジオの通販に加え、インターネットの普及によるネット通販も増えています。しかし、電話1本やクリックひとつで注文できる通信販売だからこそ陥りやすい消費者トラブルが数多くあるのだ。

現品を直接確認できないことから、届いた商品が「イメージと違う」とよく考えられた「不要」という理由で返品

らえないという相談や、支払ったのに商品が届かない。届いたのが不良品だったという相談が寄せられている。通信販売はクーリング・オフの対象外で、返品に関する条件は事業者の返品特約による（返品特約の記載がない場合は、8日間以内なら送料を消費者が負担すること）返品可能。購入する前に返品特約や条件をよく確認すること。また、悪質な業者もいるのであらかじめ評価をチェックするなど注意しよう。

通信販売で事業者を選ぶ際には
次のこと気につけよう。



消費生活センターに寄せられた「通信販売」に関する相談事例

相談者／女性 相談内容／インターネット通販でカーテンを購入した。色が思っていたものと違うため返品を申し出たが、表示されている通りお客様都合による返品・交換は一切受け付けないと言われた。サイトを確認したら、そのことは表示されていた。

相談者／男性 相談内容／インターネット通販で自動車部品を注文し、代金を振り込んだ。しかし、何日待っても商品は届かず、業者に確認するために何度も電話しても連絡がつかない。

相談者／女性 相談内容／通販で健康食品の無料サンプルを注文し、数日後に届いた。その後約2週間後に、注文していないのに1ヶ月分の健康食品が届けられ、確認したところサンプル到着後10日以内に申し出をしないと自動的に定期購入になることがわかった。



●最寄駅
広電・紙屋町東電停下車／バス・紙屋町バスセンターや車アストラムライ・県庁前駅

県、市町の
相談窓口情報は
携帯電話からも
見られます！

